

総社市告示第4号

総社市戸籍事務処理に係る電子計算組織管理運営要綱（平成17年総社市告示第66号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（他の業務との連動） 第11条 戸籍情報システムは、他の業務に係るシステム（<u>総社市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱（令和2年総社市告示第3号）に基づき行う証明書等の交付業務に係るシステムを除く。</u>）と連動してはならない。 （データの外部提供） 第12条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する証明書等の交付業務に係る磁気記録データは、外部に提供することができる。</u></p>	<p>（他の業務との連動） 第11条 戸籍情報システムは、他の業務に係るシステムと連動してはならない。 （データの外部提供） 第12条 略</p>

附 則

この告示は、令和2年2月3日から施行する。